

日之影町告示第44号

令和6年第2回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月23日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和6年6月6日
  - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

---

○6月11日に応招した議員

同上

---

○6月13日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和6年 第2回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和6年6月6日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

令和6年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 行政報告 令和5年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和5年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について
- 日程第7 報告第3号 令和5年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和5年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について（専決第3号）（令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第10 承認第2号 専決処分事項の承認について（専決第4号）（令和5年度日之影町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第11 承認第3号 専決処分事項の承認について（専決第5号）（令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第12 承認第4号 専決処分事項の承認について（専決第6号）（令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第13 承認第5号 専決処分事項の承認について（専決第7号）（令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第14 承認第6号 専決処分事項の承認について（専決第8号）（令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第15 承認第7号 専決処分事項の承認について（専決第9号）（日之影町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 承認第8号 専決処分事項の承認について（専決第10号）（日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第9号 専決処分事項の承認について（専決第11号）（日之影町過疎地域の

持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税  
免除に関する条例の一部を改正する条例)

- 日程第18 議案第35号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第19 議案第36号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
日程第20 議案第37号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第1号）  
日程第21 議案第38号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第22 議案第39号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告 諸般の報告  
日程第4 報告 議長が決定した議員派遣  
日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告  
日程第6 行政報告 令和5年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和5年度日之影町  
教育委員会の事務事業の自己点検・評価について  
日程第7 報告第3号 令和5年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第8 報告第4号 令和5年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  
日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について（専決第3号）（令和5年度日之影町奨  
学資金事業特別会計補正予算（第2号））  
日程第10 承認第2号 専決処分事項の承認について（専決第4号）（令和5年度日之影町一  
般会計補正予算（第10号））  
日程第11 承認第3号 専決処分事項の承認について（専決第5号）（令和5年度日之影町国  
民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））  
日程第12 承認第4号 専決処分事項の承認について（専決第6号）（令和5年度日之影町奨  
学資金事業特別会計補正予算（第3号））  
日程第13 承認第5号 専決処分事項の承認について（専決第7号）（令和5年度日之影町介  
護保険特別会計補正予算（第5号））  
日程第14 承認第6号 専決処分事項の承認について（専決第8号）（令和5年度日之影町後  
期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））  
日程第15 承認第7号 専決処分事項の承認について（専決第9号）（日之影町税条例の一部  
を改正する条例）

- 日程第16 承認第8号 専決処分事項の承認について（専決第10号）（日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第9号 専決処分事項の承認について（専決第11号）（日之影町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 議案第35号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第36号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第20 議案第37号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第38号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第39号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（8名）

1番	久保 優一君	2番	小谷 幸治君
3番	小川 輝久君	5番	甲斐 睦彦君
6番	一水 輝明君	7番	河野 學君
8番	甲斐 徳仁君	9番	高館 英嗣君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君      録音係（総務課補佐） 工藤 良子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	工藤 富士君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	教育次長	……………	平川 浩二君
代表監査委員	……………	小林 政隆君			

---

午前10時00分開会

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。傍聴者の皆さまにおかれましては、ご多用のところ傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。

本日は人事院公務員研修所の初任行政研修として、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省よりそれぞれ傍聴されることになっております。また、会に先立ちましてご案内申し上げます。クールビズ期間中となっております。開会と閉会の折には上着の着用をお願いいたします。また、会の進行中は個人の判断によって、上着の着脱をお願いいたします。

それでは、これから令和6年第2回日之影町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、甲斐睦彦君、6番、一水輝明君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（高館 英嗣君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの8日間に決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名はお手元に配付したとおりであります。議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告といたします。以上で、諸般の報告を終わります。

---

**日程第4. 議長が決定した議員派遣**

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

3月26日、本町で開催された日之影町ゼロカーボンシティ宣言に係る記者発表会に副議長、甲斐徳仁君を派遣。

3月28日、延岡市で開催された九州中央自動車道建設促進大会に、全議員を派遣。

4月23日、宮崎市で開催された九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会挨拶回りに副議長、甲斐徳仁君、河野學君を派遣。

5月16日、高千穂町で開催された九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会総会に副議長、甲斐徳仁君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上4件であります。

---

### 日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件については、報告書を配付していますので、これをもって報告といたします。

続きまして、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、委員会の報告をお願いいたします。経済建設常任委員会副委員長、甲斐睦彦君。

[経済建設常任副委員長登壇]

○経済建設常任副委員長（甲斐 睦彦君） それでは、経済建設常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

期日、令和6年5月13日、調査事項としまして、法人運営の現状、場所は道の駅青雲橋の2階の会議室であります。

出席者として、経済建設常任委員、事務局、観光協会事務局長、地域振興課課長補佐・係長、観光協会事務局長より、以下の3つの経営理念について説明を受けました。

1つ、観光を通して日之影町の活性化に寄与すること。

2つ、体験型、滞在型、反復型、これらを合わせた統合型を主体系とする。

3つ目、内外への情報発信。

会員としては、1級会員9名、2級会員5名、3級会員58名、賛助会員12名、計84名で構成されております。役員体制は、顧問、参与、会長、副会長、理事、監事、事務局人員体制は正職員、パート職員、まちなか案内人、地域おこし協力隊で運営をされております。

質疑の中で注目すべき点を下記のとおり報告をいたします。

初めに、観光協会としての自主財源確保であります。その証である収支決算書の説明がなかったため、補助金の額が適正であるかが不明であった。今後は観光受託事業、森林セラピー受託事業にさらなる力を入れることが必要である。

次に、関係各所との連携強化である。中央地区の活性化事業をはじめとして観光協会の果たす役割は非常に大きいと思われるが、今後の方針が研修館改修を待って決定されるのは受動的であり、方向性を示すなどの積極的な取組が求められる。

さらには、アクティビティの創出である。中央地区に観光客を呼び込む仕掛けが必要であり、例えば第3五ヶ瀬川橋梁やダム湖を活用することで人が集まるのではないかと、現在でも休日には多くの車が駐車場に停まっているのを見かける。過去のリバーパークの再検討をすることも一考ではないかと、先日作成された日之影の橋をまとめたパンフレットの効果を期待し、以上経済建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

[経済建設常任副委員長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

---

### 日程第6. 行政報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、行政報告を行います。

令和5年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和5年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について報告を求めます。教育長、橋本範憲君。

[教育長登壇]

○教育長（橋本 範憲君） 令和5年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和5年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について、行政報告をいたします。

学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校評価並びに教育委員会の事務事業の自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられております。

まず、本町の学校評価は、各小・中学校が自校評価を行い、次にその結果について、保護者が評価を行います。さらに、学校運営協議会委員による評価が行われ、その評価結果が教育委員会に報告されました。

また、教育委員会におきましても、事務事業の自己点検・評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成しましたので、議会に提出いたします。

なお、令和5年度学校評価並びに教育委員会の事務事業の自己点検・評価の結果は、保護者をはじめ町民の皆様への公表とともに、引き続き、学校教育の充実及び教育委員会事務事業の効率化に努めてまいりたいと考えます。

以上、御報告いたします。

[教育長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、行政報告は終わりました。

---

## 日程第7. 報告第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、報告第3号令和5年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告の前に、今日は国のほうからの研修生の皆さんをはじめ傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。お礼申し上げたいと思います。

それでは、報告第3号令和5年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告をいたします。

令和5年度から繰り越しました事業は、総務費の旧日之影町役場庁舎跡地活用事業ほか7事業、民生費の子ども計画策定支援事業、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、農林水産業費の県単独土地改良事業ほか5事業、土木費の町単町道維持事業ほか3事業、災害復旧費の県単林道災害復旧事業ほか4事業でありまして、繰越額は15億1,615万8,000円でございます。

詳細につきましては、繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

この財源の内訳ですけれども、2,400万の庁舎跡地の活用事業ですね、これ再度御説明をお願いをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

その他の財源につきましては、企業版ふるさと納税で寄附をさせていただいている分がございしますので、その分の充当になります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 以下その他が合計で、あと2件ほどございますけれども、同等の扱いでいいんでしょうかね、この原資は。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 以下2件のその他の財源につきまして御質問いただきましたが、水路等長寿命化防災減災事業に係りますその他財源8万円につきましては、地元の負担金となっております。事業費の1%を頂くことになっております。

続きまして、災害復旧事業、過年発生農地災害復旧事業のその他財源238万8,000円につきましても、これは災害復旧事業に係る農地災害の地元負担金となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） まあ、毎回思うんですけども、費目がないからその他でこは上げるしかないと思うんですよ、様式そのものが。様式がこの様式なので、いわゆる特定財源外はその他の項目になるわけでしょう、これ。

でも、これ頂いても分らんわけですよ。それが何かというのが、正直。読んで字のごとく災害復旧関連については受益者が負担するという原理原則なので、それは分かるんですが、2,400万等々については今、地域振興課長のほうから御答弁ございましたが、これはもう形式上こういう扱いしかできないので、あくまでもざっくりその他ということではかないということ、我々は理解をせないかんということでもいいんでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、そういった様式の中にその他という表現で、中身については今答弁をさせていただいたとおりということでございます。今、そういった御意見をいただく中に、こういった様式の中でその他という表現になりますが、運営委員会等におきましてもですね、私のほうが出席をしますので、そういった中の議案の説明の中で、そういったところも触れるように心がけていきたいというふうに思います。

以上でございます。（発言する者あり）

様式であるわけですから、てにやわんとですが、そういった、しょうがないんですが、そういった意見の中でありますならば、運営委員会の中でも説明を加えるなど、対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） まあ、いわゆる自然災害に伴う農地災、耕地災等については災害復旧事業でありますし、補助率も高うありますので、受益者負担はほぼ少ない状況で、そこは活字がそういうふうな費目で上がるじゃないですか。だから分かるんですよ。分かりますが、例えば庁舎整備等こういう大きな金額が2,400万ほど出ている場合は、求められなくてもですよ、やっぱりなんか添付で、申し添え書かなんかを出してもらわんとですよ、その他でなったらなかなかそこ非常に見にくいと、分かりにくいということになりますので、そこはまた今後の検討課題ということをお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終わりました。

---

### 日程第8. 報告第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、報告第4号令和5年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告を求めます。  
町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第4号令和5年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御報告いたします。

令和5年度から繰り越しました事業は、災害復旧費の現年発生土木災害復旧事業でありまして、繰越額は6,149万1,000円でございます。

詳細につきましては、事故繰越し繰越計算書のとおりでございます。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は、甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきますが、12か所というような御説明をさきに受けたような記憶をしておりますが、今のこの災害復旧における進捗状況等お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 議員がおっしゃられるように、今回の事故繰越しの件数は12か所になります。

町道の阿下風穴越線他11路線となっております。進捗につきましてはこの事故繰越し全体の約5割が進んでいる状況でございます。また、12路線のうちの町道上桁の木高城線、町道吉之元尾越線の2か所については、現場は完了しております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ざっくり50%というような御説明をいただきました。そこで、あの、なかなか質問しにくいわけではありますが、漏れ聞く話によると、一部業者の方が廃業されるというふうなお話を聞いたところでありましたが、契約案件等については、その後どういふ

うな取り扱いをされる予定ですか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 議員の質問にお答えしますが、1社の方がですね、どうしても現場代理人の都合がつかないということで、現場を管理することが困難だという相談を今受けているところでございます。廃業する、しないというのは、まだそこまでは聞いて、伺ってはいない状況でございますが、その現場につきましてもですね、できれば下請けなり出していただいて、契約をそのまま継続した形で現場ができないかということで、業者のほうには今お願いをしているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） あくまでも直接聞いたわけではございませんので、しかしながらかなりそういう思いが強いというふうなお話でありました。

今、副町長から答弁をいただきましたけれども、今皆さん手持ちでいっぱいだろうと思うんですよね。それに加えて、下請けといわれるのが町内下請け、あるいは町外も含めた下請けというようなことでいいんでしょうかね。それと町内の場合は、それを下請けとしてできる状況にあるのかどうか、そこら辺りのリサーチはされていますか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） まだちょっとそこまで、ちょっと状況についてはその後伺っていない状況でございます。言葉は悪いんですけど、町内で無理であればですね、当然町外の方も含めてお願いできる場所という話ではしているところでございますが、あとは事業者の方がどのような考えでやられるか、また受けていただける場所があるのかどうかを含めてですね、また今後お話は伺いたいというふうに思っているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑は、小谷議員は。（発言する者あり）  
分かりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第4号は終わりました。

---

### 日程第9. 承認第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、承認第1号専決処分事項の承認について（専決第3号）（令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第1号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第2号）であります。

まず歳入について申し上げます。繰入金を66万円追加するものであります。

歳出では、貸付金を66万円追加し、歳入歳出予算の総額を1,444万7,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それではこの内訳ですね、66万の。9ページには大学生10万円、高校生56万というふうに記載はされていますが、内容についてお聞かせください。人数と。

○議長（高舘 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 今回のこの2号補正予算につきましては、3月での新規貸付者、その中でも一時金について不足が生じたので追加させていただいております。3月に行われました審議会におきまして、大学生7名、高校生4名の方が一時金を借りられるということになりました。想定している数字よりも増えてしまいましたので、今回総額で66万円の増額という形をとらせていただきました。

以上となります。

○議長（高舘 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 内容を聞かせていただきました。これ、たしか平成二十七、八年に要綱改正をしたと思うんですよね。非常に借りやすくするシステム構築が必要というようなことで、合わせまして卒業して、日之影町に帰って住民票を置いて日之影町で就労した場合は全額免除と。

日之影町に住民票を置いて町外で就労する場合についても、減免措置を講じたということも記憶しておりますけれども、これについて消防団との入団関係も要綱にありましたですかね。ちょっと私、記憶、消防団に例えば入団する場合も全額免除するんですと。就労して住民票を置いて、その再確認の質疑なんですけど、そこ辺はどうだったですかね。

それと合わせて、この要項を変えることによって反響はどうであったのか。反響がいいからこういう数字が上がってくるんでしょうけれども、そこら辺りは次長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（高舘 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 改正があったのちの、改正の中身、返済の免除につきましては、消防団という規定はありません。あくまでも町内に住んでいらっしゃる方、1年間の居住があった方の免除を行うということになっております。

反響につきましては、少子化の中です、年々貸し付けにつきましては少なくなっているのが現状かなというふうには思っておりますが、貸し付けを行いまして、町内に帰ってきた方につきましてはやはりその負担が減るということで、非常にありがたいというお話は伺っているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 消防団の規定はなかったということでありますけれども、常にこの人口減少に伴って消防団員も減少していくというのは仕方ないといえればそれまでですが、これ新要綱等でそういったものを盛り込むというふうな考えはないですか。帰ってきて消防団に入っ  
て我が町を、自分の町を守るんだというそういうふうな崇高な理念精神を持っておられる方等についても、この免除規定の中に上げるというふうなお考えはございませんか。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） こちらに帰ってこられて消防団員に入られるということであれば、もう既にこちらに居住しているというふうになるというふうに考えますので、こちらに居住しているということがまず大前提でありますので、そちらで今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第10. 承認第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、承認第2号専決処分事項の承認について（専決第4号）（令和5年度日之影町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第2号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町一般会計補正予算（第10号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は個人町民税等で924万7,000円の追加、地方譲与税は自動車重量譲与税等で1,483万2,000円の追加、利子割交付金は5万8,000円の減額、配当割交付金は81万7,000円の追加、株式等譲渡所得割交付金は90万5,000円の追加、法人事業税交付金は99万7,000円の追加、地方消費税交付金は1,345万円の追加、環境性能割交付金は294万8,000円の追加、地方交付税は特別交付税で2億9,026万6,000円の追加、交通安全対策特別交付金は39万6,000円の追加、分担金及び負担金は老人保護費負担金等で51万7,000円の減額、使用料及び手数料は公営住宅使用料等で28万8,000円の追加、国庫出資金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等で245万2,000円の減額、県支出金は林業施設災害復旧費補助金現年災分等で35万2,000円の追加、財産収入は建物貸付収入等で231万円の追加、寄附金はふるさと応援寄附金等で571万8,000円の追加、繰入金は財政調整基金繰入金等で3億6,145万9,000円の減額、諸収入は重度心身医療調整金等で5万5,000円の追加、自動車取得税交付金は40万3,000円の追加。

以上、歳入補正を2,150万2,000円の減額とし、歳入総額を68億8,889万7,000円といたします。

次に歳出は、事業実績に伴う補正と執行残額の整理が主な内容ですが、国民健康保険事業特別会計繰出金を773万5,000円、介護保険特別会計繰出金を616万5,000円それぞれ減額、基金積立金として公共施設等整備基金へ5,501万9,000円、子育て応援基金費へ1,000万円、水源の里振興基金費へ800万円、それぞれ追加。

以上、歳出補正を2,150万2,000円の減額とし、歳出総額を68億8,889万7,000円とするものであります。

次に、第2表繰越明許費補正は、翌年度に繰越しで使用することのできる経費について、物価高騰対策重点支援事業ほか1事業を追加し、旧日之影町役場庁舎跡地活用事業ほか5事業を変更するものであります。

令和5年度一般会計予算につきましては、当初予算で基金から約4億9,800万円を繰り入れることとしておりましたが、財政調整基金等からは繰り入れず、令和4年度決算積立金を含め、

基金へ約2億5,700万円を積立することとしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、25ページの社会福祉補助金の中から生活困窮者就労準備事業について、内容をお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

生活困窮者就労準備事業という事業名ではございますが、中身につきましては延岡市と西臼杵3町で実施しております権利擁護センターの職員の人件費等分の補助ということになります。4町で割りまして、本町負担分が61万5,000円ということで、その2分の1の30万7,000円が国のほうから補助金としていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） という説明を課長にお伺いしたときに、説明していただいたのですが、あの実際、この生活困窮者が就労準備を行いたいと本庁で相談に来た場合は、どのようなメニューがあるのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えをいたします。

生活困窮者の方の相談があった場合ですね、生活困窮者対応は一応宮崎県西臼杵支庁の福祉課が窓口となって対応しておりますが、また役場等に相談を来られた場合は、内容をお伺いいたしまして西臼杵支庁のほうにおつなぎしまして、どのような支援が必要か、どのような支援のメニューがよいのか等を協議しながら、相談者の方の相談に乗っていくという流れで現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ただいまの関連をさせていただきたいというふうに思いますが、いわゆる県が持つ福祉関係ですね。生保世帯のみが一応生活困窮というカテゴリーという捉え方になるわけですかね。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

議員がおっしゃられますように、生活困窮という中でまず第一が生活保護と、もう一件につき

ましては、なかなか就労をしたいのだが、体調面等を考慮しながら、なかなかそういう仕事が見つからないというようなお話等も実際のところをいただいております。

そのような御相談の内容をお聞きいたしまして、どういう支援メニューがあるのかというところを、県と本町で協力しながら相談の対応を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） かなりデリケートな問題もあろうかと思っておりますので、なかなか本人としては申告がですね、しにくい場合もあろうかと思っております。そのために、民生委員さんという組織が本町もしっかり機能しておるようでありますので、そういった方々のサポートあるいは代弁、本人に代わりましての、そういう活動が当然重要になってくるんだらうというふうに思っておりますが、ちなみにそういった案件は年間どれくらい相談はあるものですか、件数的に。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えをいたします。

最近では、そういう相談は受けていないのが現状でございますが、今、議員がおっしゃられましたとおり、毎月民生委員の定例会等がございますので、そのような方がいらっしゃらないか、いた場合は役場のほうにおつなぎくださいという形で、関係者の方と連携を取りながら対応はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありますか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、入湯税の件についてですね、お伺いをしたいと思えます。

補正額79万2,000円の増で喜ばしいことかなと思っておりますが、今回、入湯料は100円値上げしたわけですね。たかが100円、されど100円という形で、ちょっと心配していたんですが、値上がりしてからのお客さんの、温泉駅のお客さんの数というのを、これは1年間通しての増だと思っておりますが、値上げをしてからのお客さんの状況というのは、どういう状況ですか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたしますが、値上げをしたのは今年度になってからということですので、令和6年度の状況でございますから、令和5年度はまだ値上げはされておらず、1人500円のままでございますので、そのお客さんの状況がどうだったかというのは、現時点ではちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。関連はありませんか。ほかに質疑はありませんか。  
久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは21ページの寄附金から、ふるさと応援寄附金と、まち・ひと・しごと創生寄附金、どちらもふるさと納税のくくりだと思うんですけど、この寄附金の中身を。

○議長（高館 英嗣君） もう一回ページ数を。

○議員（1番 久保 優一君） すみません、31ページです。お願いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと納税のことでございます。まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、企業版ふるさと納税のことでございます。正式名称を、ここで予算としては正式名称を書いているだけにすぎません。よろしく申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） すみません、聞き方がちょっと悪かったんです。このふるさと納税は商品、何の商品かに対して、ふるさと納税が行われたのかと、企業版ふるさと納税は何社でこの金額になったのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の品目につきましては、牛肉だとか、お茶だとか、お米だとか、焼酎だとか、多品目にわたります。全部で249品目ございます。それに対する寄附をされた方の寄附金の収入でございます。

まち・ひと・しごと創生寄附金の件数ですけれども、令和5年度では20社でございます。  
以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに関連はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それではちょうど100ページと101ページ、教育費、社会教育費になりますが、日之影町未来づくり推進事業補助金、これマイナスの120万で計上されていますが、どういった理由で減額になったのか御説明願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） こちらの事業につきましては、この事業の中の一つであ

ります中学生のシンガポール派遣事業がございます。そちらがコロナの影響がまだ抜けきれないということで中止となりました。

中学生におきましては、その他の国際的な留学生との交流等の事業を行いました。シンガポールへ行く分で減額となったというふうにお考えていただければと思います。

以上となります。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 同じページが出ておりますので、引き続き教育委員会のほうにお尋ねをいたしますが、この公民館の補修の補助金の減額19万5,000円は、執行残額の処理なのか、補助を対象としていた公民館が補助しなかったのか、その中身をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） こちらの事業補助金につきましては、1公民館の補修事業が規模縮小したということで御報告がありまして、その分の減額となります。

以上となります。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ページは93ページになりますが、非常備消防費でお尋ねをしたというふうに思いますけれども、備品購入費等について減額は80万円以上というようなことで、かなり大きな減額であります。内容をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当初予定しておりました積載車1台、及び消火栓ホースの格納庫等の購入にあたりましての備品購入を済ませたところです。繰越減額につきましては、実績を踏まえたものということでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 併せて補足させていただきますが、購入を済ませた購入実績に伴う残が主な理由と、積載車ですね。積載車の入札執行残が主な理由でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 結論からいけば執行残ということ。その執行残はいいんですけども、これは1桁、2桁なら執行残もありかなと思うんですが、かなり大きいですね、執行残が。積載車の分がそれだけ90%以上、この81万5,000円の中に入っているというような理解でいいですかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（高館 英嗣君） 関連はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。はい、甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは民生費の中の児童福祉費、8じゅう、すみません。

63ページの中にあります800万扶助費、施設型の給付費扶助費、これの説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。

施設型給付費扶助費につきましては、保育園5園への毎月の施設給付費となりますが、施設給付費を算定するに当たりまして、毎年、国のほうが公定価格という価格を設定をいたしております。その中で令和5年度につきましては、約1割ほど公定価格が高くなったということで、令和5年4月に遡りまして積算をし直した関係で、全体的に1,300万円ほどの増となりました。予算不足が生じたために800万円を増額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 町内5園のという説明でありましたが、この算定基準は1割ということで間違いはないでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 改定前が約1億2,000万円でありましたが、1,300万円ぐらいの増となりましたので、公定価格の増に伴った割合が約1割程度かなというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは林業費、ページは83ページです。

有害鳥獣の被害が増えているように聞いておりまして、私もエンドウを植えていたんですけども、猿からべらり食べられまして、谷を渡ってずっとナノレベターのほうを動いているようです。もう2回出現しまして、あとはどこかに行って被害遭ってないんですけども、その中で、あの、買い上げ金、有害鳥獣買い上げ金が130万9,000円減額になっておりますが、どの

ような状況だったのか、説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それではお答えします。

この買い上げ金130万9,000円の減額につきましては、当初買い上げ金の対象としておりました有害鳥獣の捕獲頭数を2,155頭ということで、当初予算計上をさせていただいております。実績が2,006頭ということで、当初計画から149頭、150頭程度の減少ということになりましたので、その分の減額とさせていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 関連ですが、その150頭減というのはその捕獲員が減ったとか、頭数が、全体的に頭数が減っておるとか、そこ辺のお考えはどうですか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

有害鳥獣捕獲の捕獲員につきましては、令和5年度84名体制で捕獲をしていただきました。この隊員数につきましては、ここ数年、さほど減少もなく八十数名が維持されておるところでございます。頭数につきましては、やはりここ数年ですね、2,000頭以上の捕獲頭数をしておりますけれども、なかなか被害は減らないという話はお聞きしておりますが、捕獲員の方によりますと、一時期よりかは減ったよというお話をする方もいらっしゃるということですので、これは捕獲をされている方の感覚にはなるんですけども、少しずつはこの捕獲の効果が上がってきているのかなということで考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 全体的に減ってきておるような状況ということでありますが、そういった場合、本町ではいろんな対策を練って防護策等もやっておりますが、有害鳥獣の被害とこの現状はどういう状況ですか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

有害鳥獣によります被害、町内の農産林産物への被害につきましては、毎年4月に事務連絡員さんを対象に、各集落ごとに農作物の被害状況調査というのをさせていただいております。この結果によりますと、ここ数年、1,500万から1,200万、1,000万ということで徐々にその被害額は減ってきておると、各集落から被害の報告を集計した結果につきましては、徐々に減ってきておるところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連は、河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 農作物の被害は減っておるかもしれない。林業被害ですね。6年下刈りが終わると山に入って行かんと、今度は鹿やら皮を剥くとですよ。そういう被害は掌握できているとかな、今年も事務連絡員を通じて被害額の付け出しがあったんですけど、山の場合はどう評価していいか、ほとんど付け出さんと思っています。山の被害の調査が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

農林振興課のほうで把握をしております被害につきましては、先ほど言いました事務連絡員さんを通じて各集落から上がってきております。人工林につきましても、被害の報告を受けたものについては把握をしているところでございます。

そのほかに森林組合が苗の杉苗、ヒノキ苗の取り扱いを行っておりますけれども、森林組合さんを通じて食害による改植、また森林保険等を通じた被害の状況というのは、森林組合さんのほうで持っているデータを農林振興課のほうでも共有させていただいて、被害報告とさせていただいております。ただ、この数年、令和3年以降ですね、実績がないという報告を受けておるところでございます、森林組合からですね。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） はい、あの6年、7年目頃に皮を剥かれるとですよ。今度は40年、50年して、伐期が来て、売るときに闇が入るといったら分かるですかね。闇が入って、一番の金になるところが、商品価値がないわけなんです。だからその被害額の出し方が難しいと思ってですよ。だからほとんど、私も出してませんが、それは目の前、今分かる金額じゃないわけですよ。そこ辺をどういうふうに対処されているのかなということをお伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 今、河野議員がおっしゃられましたように、成長した後に影響を及ぼすものにつきましては、なかなか算定基準が難しいかなというところは認識をしております。実際、10日で被害の取りまとめをしております金額につきましては、その杉の苗の改植であつたり、そういった場合の実費用のほうを計上しているということになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 補足。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 申し上げましたとおり、被害の額等につきましては、また今後、

その被害の額の算定につきましては、今後また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは関連をさせていただきたいというふうに思いますが、今、同僚議員からありますように、なかなかこれは山林所有者が被害の申告をしないというのがもう実態であります。ほぼと言っていいほど、恐らく被害届は出してははいないんだろうというふうに思いますし、お話がありますように、その被害の算定がですね、難しいので出しようもないというのが現状だろうというふうに思います。

そこで、市場単価直近10年ぐらいのですね、30年以上、50年未満の数値は出ておるわけでありますから、そういうのを一応名目上、策定をして、そこの中の単価をしっかりと出すと。それはA材、B材、C材とあるわけでありますので、なかなかそこもまた基準が難しいかとは思いますが、その中で係数をかけて、それぞれの分野に係数をかけて平準化するような数値を導き出す。あの、それせんとですよ、被害額が減ってきた、各公民館から被害額が右肩下がってきています。頭数も個体数も減ってきています。それはいいことですよ、それはいいことですが、これがあまり右肩下がりになったときに、じゃあ国の補助がしっかり担保できるのかと。また右肩上がりになってきたときにですよ、なかなかそこら辺りは予算獲得に難しい部分が発生しますので、そこはやっぱりこれだけの林業の町、森林資源を持っているわけですから、ちょっと頭をひねって試算をまずすると。それは県森連なり森林組合さんに見ていただいて、こういう数値を出してみたと。それを元にその分の、また係数を掛けるというふうなことでまあ出していただく。

それともう一つは、何も農畜産物だけ、林業だけじゃなくてですね、これは前、事業課の皆さん方にもお話した記憶がありますけれども、鹿、イノシシがのり面をとにかく移動しますので、落石があったり、のり面が壊れたり、あるいは鹿にあっては環境が疎外される。アジサイじゃ何じゃと、エンドウ、根こそぎ食べられるという食害。これも立派な被害なんですよ。だからそういうものも建設課であれば、これには2人ぐらい作業員がいる。そこに重機が1台いるよね。のり面被害はいくらだなど。そういうのをぜひ建設課も含めてですね、やっぱり全体的なこれはもう景観疎外の被害と。そして道路運行上、落石等は危険でありますので、誰かがどけんといかん、ほとんど地元の人たちがどけているでしょうけれども、これも実害の何者でもないわけでありますから。そういうのをシミュレーションして積算してですよ、そしてしっかり各公民館の分と行政が組み上げた分をアレンジして、県・国に送るということをやっつかんと、被害が少なくなっただけじゃあよかったでは、次の段階で非常に困るんじゃないかなというふうに思いますが、町長なりそこら当たりの見解をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。もうまさにそのとおりというふうに思います。ただそのやり方として、やはりある程度の根拠がないといけないわけでありますから、そういった、こういうことでこういう数字になりますという形をしなければ、やはり上部団体へのお願い等についてもなかなか難しい。

しかし今、甲斐議員がおっしゃったことに、また河野議員がおっしゃったことについては、なるほどというふうに思っておりますし、私も林業専門でやってきておりますので、そのあたりのことは踏まえながら、今後、担当課長が検討してみたいということでありますから、その結果等も踏まえて、行政のほうで考えて示していければというふうに考えております。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連は。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 農林振興課長には長くて申し訳ないのですが、戻って84名の捕獲員の話に戻るのですが、これ私も捕獲員なのですが、この84名、上下ないということですが、若返り更新についてはどのような状況でしょうか。年齢層です。お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

現在の有害鳥獣捕獲班員の平均年齢につきましては、令和5年度で67.5歳でございます。ここ数年、ここ10年を見ても、ずっと65歳から67歳を推移しておるというところでいきますと、年齢は毎年1歳ずつ上がりますけれども、まあ平均年齢としては65、6歳が保たれているというところで、新規の捕獲員の方が入っていただいているというところがあるかなと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 新規の捕獲員が入ってこられてるということなんですが、私も若い方に罠を取らないかということの時折お話をしているんですけども、まだまだこの狩猟ということに対しての知識だったり、良さだったりということ若い方がお分かりでないというところが多々見受けられますので、農林振興課のほうから、さらなる新規免許取得へのアプローチをしていただけないかなと私は思っております。そこのところの見解をお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それではお答えします。

今現在、当課のほうで、新規で狩猟免許を取得される方への助成支援については幾つかございますので、そういった支援策もありますよという形ですね、独自で発行しています農林だより、また町の猟友会、部の猟友会等を通じて情報発信をしていって、一人でも狩猟免許を取っていただける方を、確保を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに関連はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） ここで一旦お諮りしたいのですが、おおむね1時間経っております。一旦質疑の前に休憩をとと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは暫時休憩といたします。次の開始を11時15分から行います。それでは暫時休憩といたします。

午前11時06分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、予定した時間よりも若干早いですが、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは質疑を。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、47ページのですね、運転免許証自主返納者支援金21万6,000円の減ということなんです、ちなみに令和5年で何名の方が返納されたのか、御説明願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本年の実績を申し上げますと、男性が5名、女性が10名、計の15名の返納者でございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 15名ということですが、対前年度、この推移というのは把握されておられますか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） はい。手元のほうに準備しておりますのは、29年から本年までの数値を把握しておるところでございます、ちなみに、昨年が22名、令和3年度が16名ということで、その年によって返納される方は、この数値で動いているというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 年々減っているのかなという認識をしたわけですが、この方たちの移動手段、その後の移動手段、すまいるバス券とか、タクシー券とか、いろんな形でやりませうけど、移動手段としてはどういうふうに把握されておりますか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 基本は、御家族の方がですね、必要に応じて移動のお手伝いをしてあげるようなことは基本的には考えております。ただ、公共交通のほうも利用するケースもあるということで、タクシー券のほうは500円券を20枚の5セット、併せましてすまいるバスの利用の乗車券が300円の券を10枚の5セット、6,500円程度の支援をしております、そういったものを利用していくように誘導していきたいと、把握はしているというところではございます。

ただ、今後、具体的にお買物とかちゅうになりますと、今やっていますデマンドタクシー、そういったものを有効活用していただきながら、極度な免許返納での負担感は減っていただけるような仕組みは取ってきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） ちなみにこのデマンドタクシー、これは今、登録者は何名ぐらいおられますか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

現在の登録者は109名です。109名でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 109名おられるということで、非常に使いやすいデマンドタクシーかなと思いますけれども、免許証を返納した方がほとんどこれを利用されているわけですかね。そういった分布とかは。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） そういった人に限るわけではございません。今、地域振興課長が申しました100数名のほうにつきましては、年齢制限はもちろんございませんで、利用される方が登録制ということでございます。御質問のようなそれに偏った会員登録ということではないというふうに思っています。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高館 英嗣君） 関連で、久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 実際、私は登録されている方から話を聞いたんですけど、この登録が109名ということで、この109名の方の利用状況は現在どうなっているか、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 正確な数字については、大変申し訳ございません、把握できておりませんが、実証実験を昨年10月から——失礼しました。11月から始めたときには、登録者はいるものの、やはり最初は利用は低迷だったという話を伺っております。

徐々に、今、たつにつれてだんだんと増えてきているという話は聞いております。すみませんが、実数については把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありますか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 返納者15名ですね、年齢的なものを教えていただきたいんですけど。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいま回答いたしました15名の平均年齢が83.9歳でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 平均が83.9歳、若い人と一番最高齢、それだけ教えていただけないですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 大変申し訳ございません。年齢層の分類のほうは、ちょっと手持ちがございませんので、また機会を見て御報告させていただきます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 関連させていただきますが、総務課長のほうから答弁がありますように、タクシーのチケット等々ですね、もうどうでしょうかね、10年近くなりますかね。この制度に入ってから。

これは、度重なる委員会、本会議でも話があったように記憶しているんですが、近場の人と、いわゆる街中心で免許を返納する人と、一方じゃ遠隔地の20キロ以上離れた地域で免許証を返納される方。この補助要綱的には一緒だということで、答弁では家族が送迎をしたりとか、そういうふうなサポート体制ができる家庭はいいんですけども、なかなか高齢者のみの世帯についてはですね、そういう環境にはないというのが実情であります。

ここら辺りの何をもって公平か公正か分かりませんが、もう環境は与えられた環境にし

かおれんわけですから、ただ、あまりにもその、遠隔地な場合、あつという間になくなるんですよ、そのタクシーチケットの場合は。そこら辺りは何か一考したような歴史なり、今後の課題なり、何か考えはございませんか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

言われるように、やっぱり遠隔地の皆さんはなかなか町場に出てくるためには経費が必要と。私どもが支援させていただいておる内容では、あつという間に消化して消費してしまうというような段階ですが、言ってみれば、今、言いましたように、会員制・登録制のそのデマンドタクシーですね、ああいう地域の皆さんが数名で移動されているちゅうのは、どこの地域であっても気軽に利用できるという仕掛けの中で、例えばドア・ツー・ドア、実家の近くまで移動していただくと、そういった仕組みを並行して地域振興課とやらせていただいておりますという状況です。

私もなるほどなと思いましたが、このチケットの有効期間を3年間設けておまして、極度に短期間の中で使用すると、行動に制限といいますか、違和感がございました。その3年間という期間というのが、どのタイミングで見直されたのか私も承知しておりませんが、そういった配慮なりそういったものはしておるといった状況でございます。

また、今後、総務課のほうでこういった業務を所管しますので、おいでいただく方には、やっぱり小まめな聞き取り調査とか、今後の希望とか動向とか、もちろん必要なこういった券の交付等はやっておりますが、担当と相談しながら、そこ辺の対応も今後検討していきたいというふうに思っておりますし、地域振興課とも情報は共有していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 補足で、副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） まず、この免許証自主返納をされた方がですね、やはり今まで自家用車で移動されていたということで、御不便ということで、今回、今回というか、こういう制度をつくったところでございます。

先ほどのタクシーのチケットの遠隔地云々の話になりまして、そしたら、もともと車を免許証を持っていなかった方はどうなるのかと。遠隔地の方で免許証を持たなかった方はどうなるのか。その支援はどうかと。ということで、これはですね今、公共交通のそれこそ予約型のデマンド交通等も今、見直しを行っているところですが、そういうふうに移行するきっかけになれば一番いいのかなと。いわゆるそういう公共交通機関を利用するきっかけの呼び水になるための補助金であればいいのではないかと。というふうに捉えているところです。

なかなかそのおっしゃるとおり、今まで車で便利だったんですけど、遠隔地だから、近いから、

そういう差はあるんじゃないかとかいう話もあるんですが、一方、なら免許をもともと持たなかった方については、そしたらどうなるのかという話になったときに、なかなか整合性が取れないという難しいところがあります。

この免許証返納の補助金につきましては、公共交通機関へ移行するためのいわゆる呼び水というか、練習というか、そういう形で捉えていただけるとありがたいかなというふうに思っているところがございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 私はですよ、今の副町長の答弁は非常に残念ですね。その免許証を持っている人がやむなく免許証を返納した。便利が悪くなった。なら、一方で免許証を最初から有しない人は、その差は不公平じゃないのと。ということをおっしゃりたいんだらうと思うんですが、軽自動車であればそれは軽自動車税は毎年納入を町にする。揮発油税もしっかり入れる。車検・点検は町内の事業所でやる。自賠責から上乗せ保険も強制加入、任意加入はする。ある意味経済的にも社会的にも貢献しているんですよ。それを言い始めたら、なら、話の論点が変わってしまいますよ。

それは持たん人は、一生をかけてそういう負担をせんでいいわけじゃないですか。車を持ちよるといふことの負担は。だからそれはそういう持論の中で、今は呼び水の一環としてっておっしゃいますけれども、この制度ができたのはそれよりずっと以前ですよ。だからそのときにこういう話が出たので、そこら辺りは心に寄り添うようなことはできないのかと。それを所管する総務課で過去に一考した考えはないのかという質問を私はしたのであって、免許証があるとかないとかですよ、そういう論点をこの場でやったら、それはちょっと話の筋道がおかしくならんのですか。

じゃあ、何かまるであたかも車を持ちよってですよ、免許証を返納したら、持たん人からそういうクレームが来たらどういう対応をするのかちゅう話じゃないですか。今の副町長の答弁じゃ。そのコメントがあれば、どうぞ。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 先ほどのその論点の申し訳ないですけど、内部でいろいろその、そういう金額の差の云々の話をしたときに、内部のときにそういう話が出たというところの紹介でございます。

ただ、当初のときは、先ほど言ったように、公共交通機関の今のようなシステムがですね、まだまだ構築していなかったもので、そういう中で、今回これからというか、今の補助金の在り方として公共交通機関へ移行していただくような、呼び水的な形で補助金を活用していただけるとありがたいなというふうに考えているところがございます。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 関連ですが、四輪の自動運転車は何と言うとですかね。あれの支援制度はないとですかね。（「シニアカー」と呼ぶ者あり）

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、私が承知している中ではないというふうに、状況です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） あれならば、あれは歩行者とみなすですから、免許を持っている人であろうが、持たない人であろうが、結構、だけど、あれは高いとですよ。だけん、やっぱりそういう移動手段を考えられる人にとっては、結構値が張るものだから、何か支援をしてあげられるような方策をですね、制度をつくったらいいじゃないかなと思いますが。いずれ私もお世話になると思いますので。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 免許を返納された方が購入されたというお話も最近私は聞いた経緯がございまして、かなりしましたというような話も聞きました。

今後、お年寄りの皆さんが地域内でもそういったものを利用して、集落でこう回ってコミュニティーをつかって元気をアピールする意味でも、またみんなが見守っていただく意味でも、一つそういったものの購入に当たりまして、町民福祉の福祉サイド、そういったもの、また地域振興課の振興サイドの中で検討する機会を設けたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 関連させていただきますが、この件も過去にたしかあったやに記憶しているんですよ。シニアカーを補助してはいいかかというふうな意見もたしかありました。ありましたが、高額ということもありまして、なかなか奨励には至っていないというのが今の状況だろうと思います。

今、まさしくライドシェアでタクシー、乗り合いタクシーで500円ですかね、あれはたしか。非常にすばらしい安い低料金で自分の用が済めると。ただ、あくまでもシェアするわけですから、複数人数が予約でシェアをすると。なかなかその今のシニアカーであればですよ、免許証を返して寂しくなって出ることもなくなる。シニアカーならですね、村なかを散策ができる。隣近所と行ってお茶を飲んで話もできる。そういう意味では非常に大きな介護予防を含めてこれはすばらしいと思うんですよ。

だからそこら辺り、今、総務課長のほうが各課連携して検討していきたいみたいなお話をされ

ましたけれども、そのことをしっかりですよ、もうこれだけ高齢化社会を迎えて免許証返納がほぼ2桁で推移をしているようですので、もうシフト転換をそろそろやられたほうがいいんじゃないかなと思います。もうもちろんタクシーもその役割は十分今まで培ってきたのはありますけれども、そういう転換期をもう迎えたんじゃないかなというふうに思うんですよね。またそこは御一考していただければありがたいなというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） るる御意見を頂きました。御提言を頂きました。ありがとうございました。

今、日之影は、子育て支援については他の自治体に劣るというようなことは全然思っておりませんで、いろんな形を議会と連携してやってきております。その一方、大きな柱として高齢者福祉というのがやはり重要課題ということは、もう皆さん方と我々は何ら差があるわけではありません。

ただいま各議員から御提言を頂いたことについては、皆、ごもったもなことであります。しかし、それをどう整理するかというのが一番大きな流れではないかなと。これをやればここだけがよくなるとかそういうことではなくて、本町の高齢者福祉、見守りシステム等も稼働をさせていただいております。あと買物支援をどうするのか、そして、私はいつも言うように、移動手段の確保、これが大きな柱というふうに認識をいたしております。

その中で、皆さん御案内のとおり、10月から地域交通、デマンドを含めた中の地域交通を運行するという流れで、今、実証実験をいたしております。大きな転換であろうというふうに思います。その中でデマンド予約型、あるいはそのほかライドシェア、そういう形ができなければ地域の集落の方が誰かがそういった送り迎えをしてあげる、そういうことを有償ボランティアでやるのかとか、大きな課題というふうに認識をいたしておりますので、このことについては、総務課長が言ったようななどのような形で研究をしてやっていくのかということ、令和6年度において、やはり今、議会からいろいろ御提案もありましたので、そういったことを踏まえて研究していくことを何ら必要ではないかなというふうに思います。

その中で、河野議員からありましたように、そのシニアカーですかね、このことについても、ある集落のお祭りに行きましたら、ほとんどその高齢者といいますか、まだ私は高齢者とは思っていませんけど、その方々がシニアカーに乗っておいでになります。高いっちゃろと言ったら、いや、これは中古でいいのがあつとよとかそういう方たちもあります。じゃあ、それを皆、補助してそれでいいのか——するのがいいのかいろんな課題もあろうというふうに思いますけれども、ただいまいろんな御意見を頂いたことは、担当課を含めて研究していくことは必要というふうに認識をいたしておりますので、そのような対応も取らせていただきたいというふうに思っております。

すので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、税務課が全く出ておりませんので、保健センターも出ていませんが、保健センターは特会がありますので。13ページの歳入の中にあります現年課税分の固定資産、さらには滞納繰越、この御説明をお願ひをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この増額の分につきましては、当初予算では、歳入のほうを算定する際に低めに見積りをしまして、予算として計上させていただいております。この金額が最終の確定実績の金額となっております、その分の増額となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）滞納。

○税務課長（福川 勝志君） すみません。滞納繰越の分につきましても、過年度分の滞納分があるわけですが、その分につきましても、今年度納付していただいた分の増額分ということで補正しております。増額となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 当初、低く見積もってこれが実績ベースですよという御答弁でありましたけれども、この滞納関係については、件数は何件ですかね。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） すみません。件数としては、手元にある資料でちょっと把握しておりませんので、また後ほどお答えしたいと思います。すみません。

○議長（高館 英嗣君） 後ほど報告ということで。はい。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それではですね、ページ数は45ページの中の負担金補助及び交付金、三世代同居支援事業費65万円、この内訳をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

三世代同居支援補助金につきましては、新築が2件と、既存住宅の改修が2件の合計4件でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 合計4件ということでありましたが、これは上限額は幾らでした

かね。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたしますが、住宅の新築につきましては上限額が80万円、改修につきましては50万円でございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第11. 承認第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第11、承認第3号専決処分事項の承認について（専決第5号）（令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第3号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）で、国県支出金及び保険給付費の確定に伴う補正が主なものであります。

まず歳入について申し上げます。

国民健康保険税に94万7,000円追加、一部負担金を4,000円、使用料及び手数料を1,000円、県支出金を340万5,000円それぞれ減額し、財産収入に2,000円追加、繰入金を773万5,000円、諸収入を31万2,000円それぞれ減額するものであります。

次に、歳出は、総務費を11万4,000円、保険給付費を1,338万8,000円、保険事業費を283万8,000円それぞれ減額し、積立金に400万3,000円追加、諸支出金を21万1,000円、共同事業拠出金を1,000円それぞれ減額、予備費に204万1,000円追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,926万3,000円とするもの

であります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 27ページの保健事業費の一番上、第三者行為請求事務委託料、第三についてお伺いいたします。

第三者行為請求ということは、犬に襲われ——ペットに襲われただとか、交通事故だと思うんですけど、本町でこのような事例は、昨年度はあったのかなというところをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えします。

事業の内容につきましては、ただいま久保議員のおっしゃられたとおりであります。令和5年度の実績としましては、件数はゼロ件、こういう事例はなかったというふうになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） なかったということで、これ、私も交通事故に何度か遭ったことがあるんですけど、このような制度を知ったのは、もうこのつい最近なんですよ。これを知らない方っているんじゃないのかなと思っているんですけど、周知はできているのか、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） 正直言いますと、私も税務課に来てこの制度を初めて知ったところではありますが、ただいまおっしゃられました周知のほうにつきましては、なかなか十分にできていないのではないかとこのところもありますけれども、国民健康保険、そちらのほうの手続、それらの中で少しずつは周知されているのかなと思いますけれども、今後、機会があれば周知のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 補足、副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） これは病院に受診したときに病院側で振り分けるわけで、多分病院に受診されたときに理由を聞かれると思います。例えば、よその犬にかまれました。交通事故で当たりました。そのときに病院側で振り分けて審査会のほうで振り分けるものですので、町民が、あなたは第三者請求よ、私は第三者請求ですっていう受診はなかなかないと思いますので、制度

ではこういうものがあるということは知っていただいて結構なんですけど、特段町民が知ったからということにはならないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今の副町長の説明を受けて、この行為自体を知らなくても、何ら町民の皆様に対しては御不便はないということによろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） もう病院に受診したときに、原因を必ず聞かれると思いますので、そのときにしっかりその原因をおっしゃっていただければ、病院のほうで振り分けをするようになっております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、27ページが出ておりますので、400万3,000円、積立てということでございますが、現状はどのようになっていますか。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） このたび400万3,000円の積立てをしておるところであります。これまで基金積立のほうもしてきておりました……。すみません。（発言する者あり）

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 4年度末が1億8,979万5,000円でございます。今回400万3,000円積立てをしまして、1億9,379万8,000円ということで予定でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、副町長のほうから1億9,000万有余という御答弁がございました。この会計等につきましては、総額で6億有余——6億5,900万が特会でありますけれども、これのいわゆる積立ては多いに越したことはないわけであるのはもう間違いはないと思いますが、算定基準として大体どれぐらいの比率がベターなんだろうね。そこら辺りは何かその上部組織とかそういうやつから、何かこれぐらいが基準値か平準値か知りませんが、そういうのは何かあるんですかね、ここは。このシステム上。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ありませんというのが答えでございますが、今、約2億近くの積立てがございます。今後、この後また国保税の審議をお願いするところでございますが、やはり高齢者が増えてきて、実際は人口的には減ってきているんですけど、町民の割合としてはやっぱり国保の方々が増えてきているのも事実でございます。今後やはり繰り出しが出てくるのではないかとというのが予想されているところでもございますので、正直に申しまして幾らがいいのかとい

う、幾らが適正かというものはございませんが、今、現状は維持したいなというところではあるところがございます。

極端に国保税を上げるというやはり町民の皆さん方に御負担を申し上げるところでございますので、基準はありませんが、できるだけ積んでおける分は積んでいたほうがいいのかと、将来のことを考えるとそのように考えているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 限度はないというふうなことでありましたが、もちろん多いのに越したことはないわけでありまして、そこら辺りがどう基準があるのかなというふうな思いがありました。この国民健康保険税を滞納されている方ちゅうのは、どれぐらいおるもんですか、町内に。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） 国民健康保険のほうに加入されている方々ですが、世帯数としまして601世帯、人数としまして888人というふうに、現在、現時点でなっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 滞納。

○税務課長（福川 勝志君） すみません。国民保険税の滞納者につきましてですが、すみません、こちらのほうもちょっと人数までは把握はできておりませんが、収納率としましては、現年度分が99.03%、滞納繰越分が59.03%となっております。

すみません。先ほどとあれですが、件数等については、また後ほどお答えいたします。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 件数等については、またいずれ後で報告できる件数があれば報告願いたいというふうに思います。

なぜ聞いたのかというのは、結局本人負担分がこれはゼロベースになりますよね。払っていない人は。医療機関にかかったときですよ。その、そういう対策は、当局として行政としてする必要がないと言え、もうそれで終わりなんですけれども、そういう諸般の事情があつて滞納されて、それを3割かの負担軽減が全くゼロベースの方がもしおられた場合、その人がけがか事故か入院をとったときに、当然全額負担ということになるわけなんですよね。

だから、そこら辺りは、どういうふうなこうサポートじゃないですが、例えば短期間の分を徴収をして対応するとか何かやっているんですかね、そこら辺りは。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの質問にお答えいたします。

徴収関係につきましては、もう税全般ではあります、滞納者の方と連絡を取りまして、電話

訪問等で連絡等を取りまして、状況等も把握しながら納税、納付のお願いをしておるところであります。

税務課職員で手分けしましてそれぞれ担当区を設けまして徴収、納付についてのお願いとか、そういう連絡をしているところでもあります。引き続き、納付者の状況等も考慮しながら、納付のお願いをするような形で収納率は高めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 滞納者の方には、状況等をお伺いしまして、仮の保険証の交付を事情がある方につきましてはさせていただきます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ぜひ事情をしんしゃくして、対応ができる分は短期発行でもいいじゃないですか。それで何とかお願いしたいなというふうに思います。

やっぱり一生を通してどげな人間、どげな時期も来ますので、そういったときの行政のサポートがあればですね、誇れるふるさと日之影町として、やっぱりかなりそういった方々も恩情ちゅうのは絶対忘れられないというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

○議長（高館 英嗣君） ほかに関連はないでしょうか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今回の仮の保険証ということで、これは資格証明書のことだと思うんですけど、1年滞納で、これ1年6か月滞納したら全部差止めで高額療養費も使えないということだったと思うんですけど、そのような方って現在日之影町にいらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 多分資料を持っていないと思いますので、後で報告をさせていただきます。

○議長（高館 英嗣君） 後ほど報告ということで。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第12. 承認第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、承認第4号専決処分事項の承認について（専決第6号）（令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第4号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第3号）であります。

まず歳入について申し上げます。

繰入金を38万1,000円減額し、繰越金を4万3,000円、貸付金収入を33万8,000円それぞれ追加するものであります。

歳出は増減なく、歳入歳出予算の総額を1,444万7,000円とするものであります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第13. 承認第5号

○議長（高館 英嗣君） それでは次に、日程第13、承認第5号専決処分事項の承認について（専決第7号）（令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第5号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。  
専決しましたものは、令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号）で、保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、保険事業勘定について申し上げます。

歳入では、保険料559万円の追加、使用料及び手数料1,000円、国庫支出金を523万6,000円、支払基金交付金を392万5,000円、県支出金を320万3,000円、繰入金を607万3,000円、諸収入を2万7,000円、それぞれ減額するものであります。

歳出では、総務費を85万2,000円、保険給付費を3,906万1,000円、地域支援事業費を132万6,000円それぞれ減額し、基金積立金を1,074万5,000円の追加、諸支出金を1万3,000円の減額、予備費を1,763万2,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を6億9,954万円とするものであります。

次に、サービス事業勘定について申し上げます。

歳入では、サービス収入を9万2,000円の追加、繰入金1,000円、諸収入を1,000円、それぞれ減額するものであります。

歳出では、サービス事業費を6,000円の減額、諸支出金を9万6,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を25万円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 11ページから、介護保険者努力支援交付金についてお伺いいたします。

令和2年に厚労省創設の交付金と、私が調べた限りそのような感じでしたが、本町ではどのように使われているのか、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） お答えいたします。

こちら保健者機能強化推進交付金と同様に、支援とある指標によって分配されるものでございますが、保険給付費と合わせて支給させていただいております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質問させていただきたいと思いますが、1,074万5,000円の基金の積み増しということではありますが、これはもう1億円近くなりましたですかね、基金は。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 基金の状況についてお答えいたします。

令和4年度決算における基金残高7,997万1,000円でございます。今回の専決予算では1,074万7,000円予算計上させていただいておりますので、基金残高の見込みといたしまして9,071万8,000円を見込んでいるところでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 1億弱と、届かないという状況ではありますが、先ほどと同じ質問ですけれども、国保の関係は上限なしと、多ければ多いほうがいいわけではありますが、この介護特会あたりはそういうのはもう全くないわけですかね。基金に関して多ければ多いほどいいということになるわけですかね。何か試算数値がありますか。総額予算に対する基金の割合というやつ。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 基金の残高の目安と考え方についてということでございますけれども、令和4年度の決算の時点で8,000万弱の基金残高を有しております。こちらの基金残高、日之影町での保険給付費に対する割合としたときに、おおむね13.5%余りとなっております。この基金、保険給付費が足りなくなった場合にこの基金を使うといったところがありますので、その割合がどれくらいに有しているのかというところが1つの指標になるかと思っております。県内の自治体のどの辺りの平均になるのかといったところを、県のほうを通じて確認したことがございましたけれども、令和4年度の実績だったかと思いますが、概ね県のほぼ平均、県内の自治体の概ね平均レベルの基金残高だったということで認識しております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、承認第5号について原案のとおり承認することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。残り9議案ほどございます。お昼休憩はよろしいですか。どうですか。6号まで。それでは6号までという。傍聴者の皆様も大丈夫ですか、時間は。それでは、次にそのまま継続いたします。

---

#### 日程第14. 承認第6号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、承認第6号専決処分事項の承認について（専決第8号）（令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第6号、専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料は1万3,000円、使用料及び手数料は2,000円、繰入金は3万7,000円、諸収入は7,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は3万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金は3万8,000円、諸支出金は1万1,000円それぞれ減額し、予備費に2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,693万円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 9ページの違約金及び延納利息からお伺いいたします。ここでの違約とは何を指すのか、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいま違約金についての御質問がありましたが、すみません、ちょっと私のほう、資料等を用意できておりません。申し訳ないですが、これもまた後ほどお答えしたいと思います。すみません。

○議長（高館 英嗣君） 補足、副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 私もあまり詳しくはないのですが、違約金ですので、偽りがあって、いわゆるこういう会計のお金を使ったりした場合の、いわゆる違約金ということだと思っております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 同ページの下段ですね。ここでいう小切手の未払い資金。これ組入れち言うのですかね。この内容をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問についてもですが、すみません。ちょっと私のほう勉強不足でありまして、ちょっと把握していないところです。申し訳ありませんが、こちらも後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（高館 英嗣君） 後ほど資料をとということでお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、承認第6号について原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。13時再開いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後零時13分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、定刻となりましたので、休憩前に引き続き、再開いたします。

再開に先立ちまして、保健センター所長より発言の訂正の申し出がございましたので、保健センター所長の発言を求めます。保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 失礼いたします。

先ほど承認いただきました、承認第5号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

久保議員の御質問の中で、介護保険努力支援交付金の使い道について修正をさせていただきます。この交付金、医療費適正化の取組を評価する指標をあらかじめ設定いたしまして、この達成状況に応じまして、交付金が支給されるものでございます。保険給付費に充当ということでお話をしておりましたけれども、正しくは地域支援事業に充当いたしまして、介護予防教室であったり、在宅介護医療との連携の研修など、そういった費用に充当させていただいております。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

---

#### 日程第15. 承認第7号

○議長（高館 英嗣君） それでは、次に日程第15、承認第7号専決処分事項の承認について（専決第9号）（日之影町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第7号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決いたしましたものは、日之影町税条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和6年3月30日に、それぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、日之影町税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容につきましては、団体等への寄附による寄付金控除、定額減税に伴う特別税額控除等について指定するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 私はこの条例のことはあまりよく知らなかったのですが、調べているうちに、過疎地域を対象とした税制措置というものがあまして、日之影町で言ったら、過疎計画のもとに、過疎地域における事業用設備の割増償却と、それとセットで過疎地域における地方

税の減収補てん措置の延長というものがあつたのですけれども、日之影町ではどのように行われているかお伺いたします。

○議長（高館 英嗣君） 久保議員、これは第9号。次のときにまたお願いいたします。あくまでも第7号について。質疑はありませんか。

甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 質疑がなかなか分からないものですから、その、えらい難しい今回の条例でありますけれども。この定額減税に伴う改正ですね、規約の。これは、あの結局は本年度一過性ですよ、定額減税制度は。それで、この条例から見ると、結局は時限措置ちゅうこつですかね、これは。ここでの改正は、その時限措置をもった一過性であるとすれば、来年度はもうこのまま、これは時限的になくなるちゅうこつでいいですかね。そこら辺がよく分からないですよ。よろしくお願ひします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えします。

この定額減税につきましては、今年度実施されるものでありまして、この規約の改正におきましては、それらの控除の方法等について規定されているものでありまして、時限的なものになるかと思われます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） あのまあ、これは一過性なので、時限措置だろうとは思いますが、けれども、この時限措置が終わった段階ではどげなるってすかね。また、定額減税関係は自然消滅をして、それはそれでまた条例の改正ということになるんですかね。それはないわけですか。そこ辺はどげんなるとかなと思って。

○議長（高館 英嗣君） 答弁が。よろしいですか。

税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） すみません。現時点では、今御質問いただいた件につきましては、ちょっとはっきりしたことが分かっておりませんので、分かり次第お答えしたいと思います。今の時点では、その定額減税が終わった後の改正については、情報等はちょっとはないような状態ですので、ちょっとお答えできるかも定かではありませんが、後ほどまた調べてみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 定額減税の中身そのものではないのですが、今話題になっている定額減税を今回行うにあたって、給与明細などに事業者が記載してくださいという事項がありま

して、行政側の事務手続の煩雑さはいかほどかなというところをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの質問にお答えします。

行政側のほうの事務手続等につきましては、やはり通常に比べて業務量が増えているような状況かと思われまます。通知書等につきましては、給与所得のある方で、給与のほうから町民税、住民税を引かれている方につきましては、通知書、納付書のほうが、事業所等を通じまして配付されているかと思ひます。

また、普通徴収ということで年4期に分けて納付いただいている方につきましては、今、通知書、納付書等の発送準備をしているところまで、来週あたりに発送になるかと思ひます。そのお手元に届きましたものを見ていただくと、例えば6月分が空欄になっていたり、1期目分が空欄とか金額が少なくなっていたりするかと思ひますので、それを見ていただくと、定額減税のイメージができるのかなと思ひます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 事務量がということでありますから、これは執行部も議会もですけど、国においては、今いろんな形で、国民福祉という名目でいろんな制度をやっておられます、給付金を含めて。ありがたいことです。物価高騰を含めて。しかし、国会の中で決まって、後は交付金でシステム改修のお金を配る、後は自治体任せ、自治体でやりなさいのみ。小規模町村、少ない人数の中で残業をさせながらやっている。このことについては町村会を含めておかしいと、何ら政策的な、こう何と言いますか、世論操作みたいな形で交付金を作り、そしてそれをやっていくということについては、それはありがたいのかもしれないけど、それをやるのは国家公務員がやるんじゃない、地方自治体の職員がやる。県がやるんじゃない、市町村職員がやる。だから、国の流れだからやらないといけない。コロナも対策もそうですよ。結局やらないといけないから頑張っているわけでありますけれども、しかし、そういう制度をいつまでも、もっと違った形でやるなり考えていかないと。やはり日之影町でさえこうありますけれども、何万人、何十万という市あたりで、さあ、それがうまくいくのかという形を不安がっておりますので、また議会の皆さん方も機会があるときには、そのあたりも御指摘をしていただきながらやっていただいでほしいなというふうに今、聞いておりましたので、ちょっと手を挙げさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、承認第7号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第16. 承認第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第16、承認第8号専決処分事項の承認について（専決第10号）（日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第8号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決いたしましたものは、日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、日之影町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、軽減判定所得の5割軽減の基準額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の基準額を53万5,000円から54万5,000円に見直すものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、承認第8号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第17. 承認第9号

○議長（高館 英嗣君） 次に日程第17、承認第9号専決処分事項の承認について（専決第11号）（日之影町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第9号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決いたしましたものは、日之影町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の運用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の期限が3年間延長されることに伴い、日之影町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものであります。

改正の内容につきましては、条例の附則第2項の条例の失効期限を、令和6年3月31日から令和9年3月31日とし、条例の適用期間を3年間延長するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほどは失礼いたしました。

また繰り返しますが、過疎地域を対象とした税制措置の中で、日之影町の過疎計画のもとに過疎地域における事業用設備の割増償却、そしてそれとセットで過疎地域における地方税の減収補てん措置の延長、それぞれ日之影町ではどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この条例は、令和3年4月1日に施行されたものですが、現在のところ、町内の1事業所において、この要件に適合するということで、固定資産税の課税免除というふうにしております。この条例が、令和6年3月31日までであったものが、今回の改正で3年間期間が延長するという

ものであります。ちなみに、令和6年度からまた新しく該当するような事業所等があれば適用になるということですが、現在のところ、この要件等に該当するようなところはまだないということです。今後、そういう事業所等が出てくれば、申請をしていただいて、免税等の対応をするようになるかと思われまます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ただ今の関連をさせていただきますが、差し支えなければ、その1企業ちゅうのはどこですか。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） すみませんが、この場では、回答は控え、個人というか、個別の事業所ということになりますので、回答のほうは控えさせていただきたいと思しますので、御了承いただきたいと思ひます。

○議長（高館 英嗣君） 後ほど、全協の場で報告という形でもいいですか。この場では控えるということ。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） その、まあ、個人情報保護条例及び……これは法人格を有していて、過疎地域の自立促進の過疎計画の中に網羅した、固定資産等の減免措置ということになるので、別に、そんな具合が悪いですかね。具合が悪い案件ですかね。ちょっと不思議だなと思ひましたので。確認型の質問をしたところ。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ちょっと今時点ですすね、ちょっと判断しかねますので、後ほどの報告ということにさせていただいてよろしいでしょうか。その事業者に対して不合理等があると、ないとは思ひますが、そこ辺のところがあると困りますので、後ほどうちの法政のほうと相談をさせて、報告させていただくということにさせていただきたいと思ひます。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 個別には控えるということなんですすけど。私は、残念ながら、日之影町の過疎計画までは読み込めていないのですが、この中に字句を載せていると、これ適用する事業者が製造業、旅館業、農林水産販売業、情報サービス業となっておったのですが、日之影町の過疎計画の中に、これらは全て記載されているのでしょうか。そこのところをお伺ひいたします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

過疎の見直し、策定をして、逐次内容に応じての見直し等については議会のほうにも御相談させていただいて、議決をもらうものについては議決をいただいていると。今言った内容は、そういった変更の中で追記させていただいた経緯がございますので。お答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） くどいようですが、その過疎計画、自立促進特別措置法過疎計画は、議会の議決案件じゃないですか、そもそもが。議決案件で資料が添付して出ますよね。あれ5年に1回の見直しでしたか、過疎計画は。そこで、当然、当該法人が存じ上げませんが、記載はしてあったと思うんですよね。そこ辺は定かではございませんが。そこが記載してあったとすればですよ。今日の本会議でそこが、諸般の事情で言えないというのは、私は意味がよく理解はできないんですが。そこら辺りは何か問題があるんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

計画自体がですね、そういった大きな総括的な流れの計画でございまして、個別案件の記載はございません。もちろん計画をする中では各案の中で事業も整理していきませんが、議会にお示しする場合には、その総括的な計画書のみのお示しということで限定されておりましたので、そういった流れでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） まず、過疎計画については、先ほど久保議員が申されたように、製造業、確か農林水産業とか旅館業とか、そういう形での業種に対しまして、このような優遇措置を行いますという計画書にはそういう文言であります。

あと、実際どうするのかと言いますと、そこを税務課のほうに申請をしていただいて、その事業所に合致するというのであれば認定を受けて、減免措置という形になりますので、計画書自体にはどここの事業所が計画予定ですよという形では記載はございません。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑は。

久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） これの最後のページの4番のところに、滞在快適性等向上施設等と書いてあるのですが、滞在快適性等向上施設とはどのようなものかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 久保議員、ページ数を。

○議員（1番 久保 優一君） 最終ページの第3条の4番になります。

○議長（高館 英嗣君） 分かりました。最初の日之影町税条例の一部を解説する条例の中の一番最後のページのところです。に書いてある都市再生特別措置法等の、という文の下りのところですか。その滞在快適性向上施設等のというところです。ただ、この件に関してはもう終わっていますので。

町長。

○町長（佐藤 貢君） 御質問はお受けしますけど。この辺りは、もしあれだったら、税務課の固定資産税係というのがちゃんとあるわけですので、その辺りで聞いていただいても構わないんじゃないのかなというふうに思いますが。本会議でこれを聞いて答弁をうまくできなければまた再調査という形になりますけれども。この辺りのことはしていただかんと、ここは割り振りをうまくやっていただきたいというのが正直執行側としてはありますので、御配慮いただくようお願い申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、承認第9号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第18 議案第35号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、議案第35号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第35号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険事業の健全運営を図るため、宮崎県を主体に国民健康保険制度の広域化が実施され、各自治体の標準保険税率が示されますが、本町の国民健康保険税の税率を標

準保険税率に一致させる形で改正するものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険の被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、資産割、均等割、平等割の税率を見直すものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第18、議案第35号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19 議案第36号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第19、議案第36号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第36号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由を説明いたします。

今回の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、別表第1の第2号及び第3号中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第19、議案第36号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 賛成多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20. 議案第37号

日程第21. 議案第38号

日程第22. 議案第39号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第20、議案第37号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第1号）から、日程第22、議案第39号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの補正予算3件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第37号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費のほか、八戸新規住宅団地整備事業等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金は、子ども・子育て支援事業補助金で158万4,000円の追加。県支出金は、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業等で547万1,000円の追加。寄附金は、一般寄附金で10万円の追加。繰入金は、公共施設等整備基金繰入金で1,430万円の追加。諸収入は、コミュニティ助成事業で240万円の追加。町債は、住宅団地整備事業過疎債等で

1,900万円の追加。

以上、歳入補正を4,285万5,000円の追加とし、歳入総額を58億985万5,000円といたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、人件費で64万円の追加。総務費は、プレミアム付商品券等発行事業等で710万1,000円の追加。民生費は、人件費及び障がい児療育強化事業等で111万9,000円の追加。衛生費は、人件費で26万3,000円の減額。農林水産業費は、人件費で180万5,000円の追加。商工費は、商品券発行事業補助金等で576万7,000円の減額。土木費は、住宅団地整備事業等で3,102万9,000円の追加。消防費は、消防団員出動手当等で98万6,000円の追加。教育費は、コミュニティ助成事業等で344万円の追加。予備費は、276万5,000円の追加。

以上、歳出補正を4,285万5,000円の追加とし、歳出総額を58億985万5,000円といたします。

次に、第2表債務負担行為につきましては、公用車購入事業について、期間及び限度額を定め、債務負担の決定を求めるものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第38号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

繰入金を116万5,000円減額し、国庫支出金を15万9,000円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を100万6,000円減額し、保険事業費を5万9,000円追加、予備費を5万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億4,648万4,000円とするものであります。

次に、議案第39号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の補正によるもので、保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料を4万8,000円、国庫支出金を7万9,000円、県支出金を3万9,000円それぞれ追加し、繰入金は125万円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は128万9,000円の減額、地域支援事業費は20万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,974万1,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算3件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。議案第37号から議案第39号の3件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会します。

午後1時38分散会

---